

個人情報保護制度の概要

●個人情報とは

個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの（氏名、住所、生年月日、性別、学歴、職歴、所得など）

●制度を実施する機関

管理者、公平委員会、監査委員及び議会。これらを実施機関といいます。

●個人情報取扱いの原則

1. 個人情報を取扱う組合の事務は、すべて、その事務の名称、目的、収集する個人情報の内容等を個人情報事務登録簿に登録します。この登録簿は、リサイクルプラザ4階の情報コーナーでご覧いただけます。

2. 個人情報を収集するときは、利用目的を明示し、事務の目的を達成するために必要最小限の範囲内での収集とします。また、情報は原則として本人から収集します。

3. 収集した個人情報は、事務の目的の範囲内で利用や提供をします。目的外に利用、提供できるのは、本人の同意があるときや法令に定めがあるときに限りません。

4. 個人情報は、事務の目的に必要な範囲内で、正確かつ最新の情報に保つよう努め、保有する必要がなくなったものは、適正かつ確実な方法により速やかに消去します。

●開示・訂正等の請求について

1. 開示の請求

自己の個人情報の閲覧及び写しの交付が請求できます。ただし、情報によっては、法令等の規定により開示できない場合もあります。

2. 訂正の請求

自己の個人情報が事実と違っていたことを知ったときは、訂正（追加、削除を含む）の請求ができます。

3. 利用停止の請求

実施機関が条例の規定に違反して、収集、利用、提供などを行っていたときは利用停止の請求ができます。

【請求手続きについて】

個人情報総合窓口(政策推進課)に自己情報（開示・訂正・利用停止）請求書を

提出していただきます。

また、請求等にあたって、本人であることを確認させていただく必要があるため、運転免許証、旅券などを提示していただきます。

- 開示等の決定について

請求書を受理した日から原則 15 日以内（訂正、利用中止の場合は 30 日以内）に請求に対する決定を行い、書面により通知します。

- 実施機関が行った決定について不服があるとき

実施機関に対して不服申立てができます。不服申立があった場合、実施機関は学識経験者で構成される審査会の意見を聴き、その意見を尊重して不服申立に対する決定を行います。

- 運用状況の公表

個人情報保護条例の運用状況については、毎年度取りまとめをして、組合広報紙及び組合ホームページ上で公表します。